

タックス・アップデート

税関と国際貿易

2021 年 3 月

EY - Tax and Law Updates

2021 年 3 月のタックスアップデートの要点は以下のとおりです。

- ▶ 輸出入税の運用について一部詳細を定めた 2016 年 9 月 1 日付政令 134/2016/ND-CP (政令 134) の一部条項を改訂する政令 18/2021/ND-CP (政令 18)
- ▶ 輸出入品の商品分類、商品分類の為の分析、品質検査の為の分析、食品安全検査に関するガイダンスを提供する 2015 年 1 月 30 日付の通達 14/2015/TT-BTC (通達 14) の一部条項を改訂する通達 17/2021/TT-BTC (通達 17)
- ▶ 2021 から 2022 年におけるベトナムと英国・北アイルランド間自由貿易協定 (UK VFTA) を実施するための特別優遇輸出入関税を定めた政令草案

- ▶ UKVFTA 協定における原産地規則のガイダンスとなる通達草案
- ▶ ユーラシア経済連合 (EAEU) に輸出されるベトナムの繊維製品の輸出量が、ベトナムと EAEU 間の自由貿易協定 (EAVFTA) に定められた輸出量を超過した旨の発表
- ▶ 税関総局 (GDC) および市・省の税関局による、注意すべき一部のオフィシャルレター
 - ▶ 商品の原産地と原産地表示の検査と管理に関する 2021 年の計画
 - ▶ 通達 06/2021/TT-BTC (通達 06) の実施に関するガイダンス
 - ▶ 輸出用製品の製造のために輸入され、外部に委託加工をする製品の税務上の取扱い
 - ▶ e-customs システムへの原産地証明(C/O)のアップロードについて

2021年3月11日に発行された政令18

2021年3月11日、政府は輸出入税法の一部細則である政令134を一部修正している政令18を発行しました。

政令18は、政令134に規定されている(i)免税の対象、手続と免税根拠についての規定 (ii)非課税の対象および書類と手續についての規定を修正しています。

さらに、政令18は、(i)みなし輸出入（On the spotでの輸出入）製品に適用される関税率、(ii)輸出加工企業（EPE）に適用される税関検査・管理の条件と税務方針、(iii)国際条約に基づく免税、(iv)輸入関税免除貨物についての使用状況の通知と検査、(v)輸出入税の徴収免除、などの一部規定が追加されています。

政令18の要点は以下のとおりです。

- ▶ 輸出製品の製造のために輸入された原材料のうち、一部または全部をベトナム国内の他の企業に加工委託され、再度輸出製品として製造を続けるために返送される場合でも、輸入関税が免除されます。
- ▶ 輸出加工企業（EPE）に適用される税関検査・管理の条件と関税方針について
投資登録証明書の申請時に、企業がEPEに適用される必要な条件を満たす旨の宣誓書を提出した場合、税関当局は企業がEPEの要件を満たす可能性がある旨の証明書を発行します。この場合、企業は非関税地域に適用される税制を受けることができます。

また、政令18は、EPEの満たすべき条件および企業が本稼働を開始する前に税関検査を実施することについて定めています。

1回目の税関検査の結果、企業が必要な条件を満たしていないとみなされた場合、最初の検査結果を税関当局から受け取った日より1年以内にEPEの条件を満たすための建設作業を継続し、再度検査を受けることが認められています。

- ▶ 輸入関税免税品の使用状況の通知と検査について：輸入関税が免税される輸入品がある場合、輸入状況と免税品の使用状況を税関当局に通知しなければなりません。具体的なケースごとの通知期限は、政令18の31条aに規定されています。

政令 18 は、輸出入税の免除、投資優遇、移行期間についての一部条項等の、政令 134 と関係する各種通達の一部規定を取り消しています。

政令 18 は 2021 年 4 月 25 日より施行されました。

2021 年 2 月 26 日に発行された通達 17

2021 年 2 月 26 日、財務省 (MoF) は、2015 年 1 月 30 日付け通達 14 を改訂する通達 17 を発行し、商品分類、商品分類の分析、品質検査、輸出入品の食品安全検査に関するガイドラインを提供しました。

通達 17 の要点は以下のとおりです。

- ▶ 分類に関する原則が修正され、ベトナムの輸出入品分類表と、HS コードリストおよび ASEAN 統一関税項目分類表 (AHTN リスト) との間に不一致がある場合は、HS コードリストおよび AHTN リストが優先されます。
- ▶ 分類分析の申請書類については、通達 14 で要求されている書類に加えて、商品の技術書類も提出しなければなりません。
- ▶ 分類結果の通知については、通常のケースでは 5 営業日以内、複雑なケースでは 20 営業日以内に結果通知が行われます。商品分類の結果通知は、税関検査部の部長が発行します。

税関当局が分類のための更なる試験・検査を行うため、他の鑑定組織に商品サンプルを送付する場合、鑑定組織から試験結果を受取った日から起算して、通常 5 営業日以内、複雑なケースでは 8 営業日以内に、結果通知が行われます。商品分類の結果通知は、税関検査部の部長が発行します。

通達 17 は 2021 年 4 月 12 日より施行されました。

▶ 2021 から 2022 年におけるベトナムと英国・北アイルランド間自由貿易協定 (UKVFTA) を実施するための特恵輸出入関税を定めた政令草案

MoF のポータルでは、2021 から 2022 年の UKVFTA に基づく特恵輸出入関税の政令案に対する企業の意見を集めています。

政令案には、次の内容が含まれています。 (i) ベトナムからイギリス・北アイルランドに輸出される貨物に適用される特別優遇輸出関税、(ii) イギリス・北アイルランドからベトナムに輸入される貨物および非関税地域から国内市場に輸入される貨物に適用される特別優遇輸入関税、(iii) UKVFTA に基づく特恵輸出入関税の適用条件

2021年1月1日からこの政令の施行日までに輸出入申告した商品の過払い税の処理や、特別優遇輸出入税よりも高い税率を適用したことによる過払い税の処理について、規定された各種条件を満たしている場合には、還付申請が可能であると当政令案に定められています。

UKVFTAにおける原産地規則のガイダンスとなる通達草案

商工省（MoIT）は、UKVFTAに関するガイダンスとして、原産地規則の規定である通達案を出し企業などの意見を集めています。通達案は、5つの章と8つの付録で構成されています。

通達案では、原産地規則、原産地証明書、原産地の検証、原産地の自己証明の手続とプロセスについてと CO フォーム EUR.1 での申告について規定されています。

通達案の付録には、HS コードに基づく特定商品の原産地規則、輸出品の CO Form EUR.1 での累積、UKVFTA に基づく原産地の自己証明書の文言が記載されています。

また、アンドラ公国（Andorra）およびサンマリノ共和国（San Marino）を原産とする商品がベトナムに輸入される際の取扱いについても、当通達案はガイダンスを提供しています。

▶ ヨーラシア経済連合（EAEU）向けのベトナム繊維製品輸出量が、ベトナムと EAEU 間の自由貿易協定（EAVFTA）に定められた輸出量を超過した旨の発表

MoIT は、ベトナムから EAEU に輸出された一部種類の繊維の実輸出量が EAVFTA で規定された EAEU の優遇輸入割当量を超えていることを発表しました。そのため、ベトナムの繊維製品は、EAEU に輸入される際に抑制措置が適用される可能性があります。その抑制措置によって、超過輸出量に応じて、各繊維製品は 6か月から 9か月間は EAVFTA ではなく最惠国待遇（MFN）で定められた関税率の対象となる可能性があります。

EAEU に繊維を輸出している企業は、上記の状況に注意し、EAEU ポータルにアクセスして超過に対する対応について情報を収集することをおすすめします。

税関総局（GDC）および市・省の税関局による、注意すべき一部のオフィシャルレター/ガイドンス

▶ 商品の原産地および原産地表示の検査と管理に関する 2021 年計画

ベトナムの国内生産を促進し、生産者を保護し、商品の原産地および原産地表示に関する国家管理を強化する目的において、2021 年 2 月 24 日付けオフィシャルレター 906/TCHQ-GSQL が GDC より発行され、商品の原産地および原産地表示に関する違反を管理し、罰則を科す等税関管理措置を厳格に適用するよう、各市・省の税関局に要請しました。

このオフィシャルレターでは、情報収集と、ハイリスクの輸出品およびハイリスクの企業を設定し、商品の原産地及び原産地表示に関連する違反に罰則を科すための措置を講じる計画が示されています。

- ▶ ハイリスクの企業には、下記の特徴を持った企業が含まれます。
 - ▶ 米国、欧州、インドに輸出し、輸出量が大幅に増加している企業（成長率が高い）
 - ▶ 主として輸入原材料を用いて生産している企業、または輸入製品に簡単な加工やキッティング、単純生産のみを行い輸出している企業
 - ▶ 生産サイクルに合わない頻度の輸出を行っている企業
 - ▶ 2018 年以降に設立され、輸出量が大幅に増加している企業
 - ▶ ベトナム企業が生産できないハイテク製品を輸出している企業
- ▶ ハイリスクの輸出品には、ベトナムから主に輸出される 15 種類の製品が含まれ、たとえば以下が含まれます。
 - ▶ 鉄鋼製品：スチールジョイント、スチールホイール、プレハブスチール、銅パイプ
 - ▶ 電子製品：電気回路、データ処理機、電子製品および部品
 - ▶ 機械・設備：機械、設備、工具、スペアパーツ、掃除機など

- ▶ 靴とカバン
- ▶ スポーツ用品、家具
- ▶ 自転車、電動自転車および部品
- ▶ ソーラーパッテリー
- ▶ トランクおよび乗用車のタイヤ
- ▶ その他

GDC は 2021 年に当該計画を実施するために、以下のような具体的なタスクを各部門に割り当てています。

- ▶ リスク管理部：ハイリスクの企業およびハイリスクの輸出品リストから 10 社を選定し、監査を実施する
- ▶ 税関事後調査部：ハイリスクの企業およびハイリスクの輸出品リストから 30~50 社を選定し、監査を実施する
- ▶ 各市・省の税関局内通関部：ハイリスクの企業およびハイリスクの輸出品リストから 1 ~3 社を選定し、監査を実施する
- ▶ 各市・省の税関局：ハイリスクの企業およびハイリスクの輸出品リストから 1~10 社を選定し、監査を実施する

当オフィシャルレターは、商品の原産地および原産地表示に関する違反を厳密に管理・検査することを2021年の最優先課題としています。

▶ **通達 6 の実施に関するガイダンス**

GDC より 2021 年 3 月 1 日付けオフィシャルレター 969/TCHQ-TXNK が発行され、2019 年 6 月 13 日付け租税管理法に基づく輸出入品の租税管理に関するガイダンスを提供する通達 06 の実施について述べています。

その中で GDC は、市・省の税関局に対し、通達 6 で示されている内容を研究し、税関職員や企業を訓練することを要求しています

また、通達 6 では、税金・罰金・遅延金の滞納に対する処理手続、税金還付と徴収しない税金の手続、減税・免税のための書類と手続についての詳細なガイダンスを提供します。

▶ **輸出用製品の製造のために輸入し、外部に加工委託をする製品の税務上の取扱い**

GDCより2021年2月23日付けオフィシャルレター879/TCHQ-TXNKが発行され、輸出用製品の製造のために輸入し、外部に加工委託をする場合の税務上の取扱いについて、以下のように定めています。

- ▶ 2016年9月1日以降に申告された輸入原材料について、企業が輸入原材料の一部を外部に加工委託し、加工後、半製品を引き取り、引き続き生産工程を施し完成品とするか、或いは、外部委託から完成品を受け取り、それらを輸出する場合、輸入原材料の輸入関税は免除されます。
- ▶ 輸出用製品の製造のために輸入し、外部に加工委託した製品は、輸入時の付加価値税（VAT）は免除されます。当該商品に既にVATが課されていた場合、税関局は課税決定を修正または取消決定書を発行し、既に支払われたVATは規定に沿って還付を行います。

▶ **e-customs システムへの原産地証明(C/O)のアップロードについて**

ドンナイ税関局は2021年3月11日付オフィシャルレター0412/HQDNA-GSQLを発行し、ドンナイとビントゥアンの企業が、ベトナムと他国との自由貿易協定に基づく特恵関税を適用している場合、2021年3月25日までに優遇対象となるC/Oをe-customsシステムにアップロードすることを要求しました。

2021 年 3 月 25 日の期限を過ぎても C/O をアップロードしない企業は、罰則が科されます。

Contacts

EY professionals at Ernst & Young Vietnam Limited (EY Vietnam)

Hanoi Office

Huong Vu | Partner | Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Tram Van Bui | Director
tram.van.bui@vn.ey.com

Hung Khanh Le | Director
hung.khanh.le@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takaaki Nishikawa | Associate Director
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh City Office

Robert King | Partner | Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Anh Tuan Thach | Partner
anh.tuan.thach@vn.ey.com

China Overseas Investment Network

Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2021 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 16060401

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn